

神奈川県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画に基づき、医療施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象とする事業は、次の事業とする。

- (1) 休日夜間急患センター施設整備事業
- (2) 救命救急センター施設整備事業
- (3) 小児医療施設施設整備事業
- (4) 周産期医療施設施設整備事業
- (5) 医療施設近代化施設整備事業
- (6) 地域災害拠点病院施設整備事業
- (7) 医療施設耐震整備事業
- (8) 院内感染対策施設整備事業
- (9) 死亡時画像診断システム等施設整備事業
- (10) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（地域医療支援病院、特定機能病院、救命救急センター、周産期母子医療センターに限る。）
- (11) 医療施設浸水対策事業
- (12) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、補助の対象事業ごとに次により算定する。

- (1) 第2条に規定する事業ごとに、別表第1の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基礎額とする。
 - (3) 前号の補助基礎額に予算の範囲内で別途定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。ただし、前条第7号に規定する事業に係る補助基礎額の算定方法については、前号の補助基礎額に別表第3の調整率を乗じて得られた額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。
- 2 前項については、複数年度にわたって整備を行う場合、各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率に基づき支払うものとする。

(申請書の提出)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める補助金交付申請書に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第5条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- ア 建物の設置場所（ただし、設置予定施設内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産、その従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (11) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（変更の承認）

第7条 前条第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、別に定める事業変更（中止、廃止）承認申請書に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（遂行状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の12月末日現在の遂行状況について、別に定める事業遂行状況報告書に必要な書類を添えて、翌月10日までに知事に報告するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、別に定める事業実績報告書に必要な書類を

添えて、事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 規則第17条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第2号第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表第3のとおりとする。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助事業により取得、又は効用の増加した財産の処分の制限期間が経過するまで保管しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（書類の提出部数）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は2部とする。

（届出事項）

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があつたとき。

(書類の経由)

第16条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の各所管課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。ただし、適用は平成22年4月1日からとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。ただし、適用は平成26年4月1日からとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。ただし、適用は平成27年4月1日からとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月4日から施行する。ただし、医療施設耐震整備事業にあっては、適用は平成28年4月1日からとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。ただし、医療施設耐震整備事業にあっては、適用は平成30年4月1日からとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。ただし、医療施設近代化施設整備事業、

地域災害拠点病院施設整備事業及び医療施設耐震整備事業にあつては、適用は平成31年4月1日からとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。ただし、適用は令和2年4月1日からとする。

附 則

この要綱は、令和3年11月25日から施行する。ただし、適用は令和3年4月1日からとする。